

第2章 計画の目標と施策の方向

- [目標 = 大項目]
- 1 あらゆる分野における男女平等と共同参画
 - 2 男女がともに担う家庭生活と職業生活
 - 3 人権が尊重される社会、家庭、職場の形成
 - 4 男女が平等に共同参画する環境づくり
 - 5 男女平等・共同参画を推進する体制の強化

大項目1 あらゆる分野における男女平等と共同参画

本計画が目標とする、男女が平等に共同参画する社会を実現するためには、男女が、その性別にかかわらず対等なパートナーとして家庭、職場、地域などあらゆる分野でともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会環境をつくる必要があります。

法律を含む社会制度の整備などで一定の進展が見られるものの、いまだに性別を起因とした差別的な取り扱いはなくなっておりません。政治、経済、文化などの分野における意思決定や政策決定過程での平等な共同参画は不十分ですし、職業においても不平等は根強く残っています。また、地域活動では、参加者の性別に偏りが見られるほか、意思決定過程への参画に格差が存在しています。

また、少子高齢化の進行、激変する経済状況に伴う雇用不安など、現在の社会が抱える問題に対応していくためにも、あらゆる分野で男女平等と共同参画を推進していく必要があります。

中項目1 - 1 政策決定及び意思決定過程での男女の平等な共同参画の推進

女性の社会進出は急速に進展しているにもかかわらず、政策決定及び意思決定過程の場への共同参画は、遅々として進んでいません。区政への参画などの行政分野に限らず、職場や地域活動の分野でも、男女が政策決定及び意思決定過程に平等に参画するための啓発を行います。また、女性自身が参画意識を持って積極的に取り組めるよう、能力開発を目的とした人材教育に取り組むとともに、女性の分野別人材リストの作成を行い、人材の把握と有効活用を図ります。

小項目1-1- 審議会などにおける男女の平等な共同参画の推進

審議会委員や行政委員などにおいて女性の占める割合は、平成14年7月現在で30%に達していますが、目黒区基本計画に掲げた数値目標50%に向け、積極的に女性を登用します。

施策 審議会などへの男女の平等な共同参画促進	
	<p>事業[1] 審議会などへの女性の積極的登用 付属機関、私的諮問機関の委員選定にあたっては、女性委員50%の目標に向けて取り組みを進めます（政策企画課、関係各課）</p>
	<p>事業[2] 行政モニターへの男女平等の機会の確保 区政モニター、教育行政モニターの構成員の男女比率が一方の性に偏らないよう配慮し、男女平等の機会を確保します ○区政モニター（区民の声担当課長） ○教育行政モニター（企画調整課）</p>

小項目1-1- 格差を是正する積極的な措置(ポジティブ・アクション 注1)促進の取り組み

職場における男女平等を促進するため、男女雇用機会均等法に掲げたポジティブ・アクションについて、今まで解消されてこなかった男女格差を是正する目的で、事業者自身が積極的に取り組む必要があります。そのためには、事業者等を対象に、ポジティブ・アクションの意義や取り組みの方法、及びその成果についての情報を提供していきます。

また、区自らも男女平等の職場づくりに積極的に取り組む必要があります。管理職や係長職における女性の割合を上げるため、職場における職員育成にあたっては、積極的に女性の参画意識の向上を図る取り組みを進めます。

施策 区におけるポジティブ・アクションの推進	
	<p>事業[3] 女性職員の育成の推進 管理職試験・係長試験・主任主事試験の受験奨励などで女性職員の育成を推進します（人事課、全課）</p>
施策 事業者等に向けた啓発の充実	
	<p>新規事業[4] 事業者対象のポジティブ・アクション推進のための啓発 事業者向け啓発誌の作成や、男女平等・共同参画センター講座のテーマに取り上げ、啓発していきます（人権政策課）</p>
施策 企業における男女平等と共同参画の促進	
	<p>新規事業[5] 男女平等推進企業に対する競争入札参加資格格付基準への反映 企業における男女平等推進状況を、契約における競争入札参加資格格付基準の加算事項として取り入れるよう進めます（契約課）</p>

小項目1 - 1 - 女性のための人材育成教育の充実

女性が政治や行政に参画し、政策決定や意思決定過程における男女平等を進めるためには、女性が力をつけることが必要です。講座の実施などにより、女性の人材育成教育を充実します。

また、各分野で活躍している目黒区内の女性を把握して人材リストを作成し、審議会委員への推薦や、研修や講座の講師に活用します。

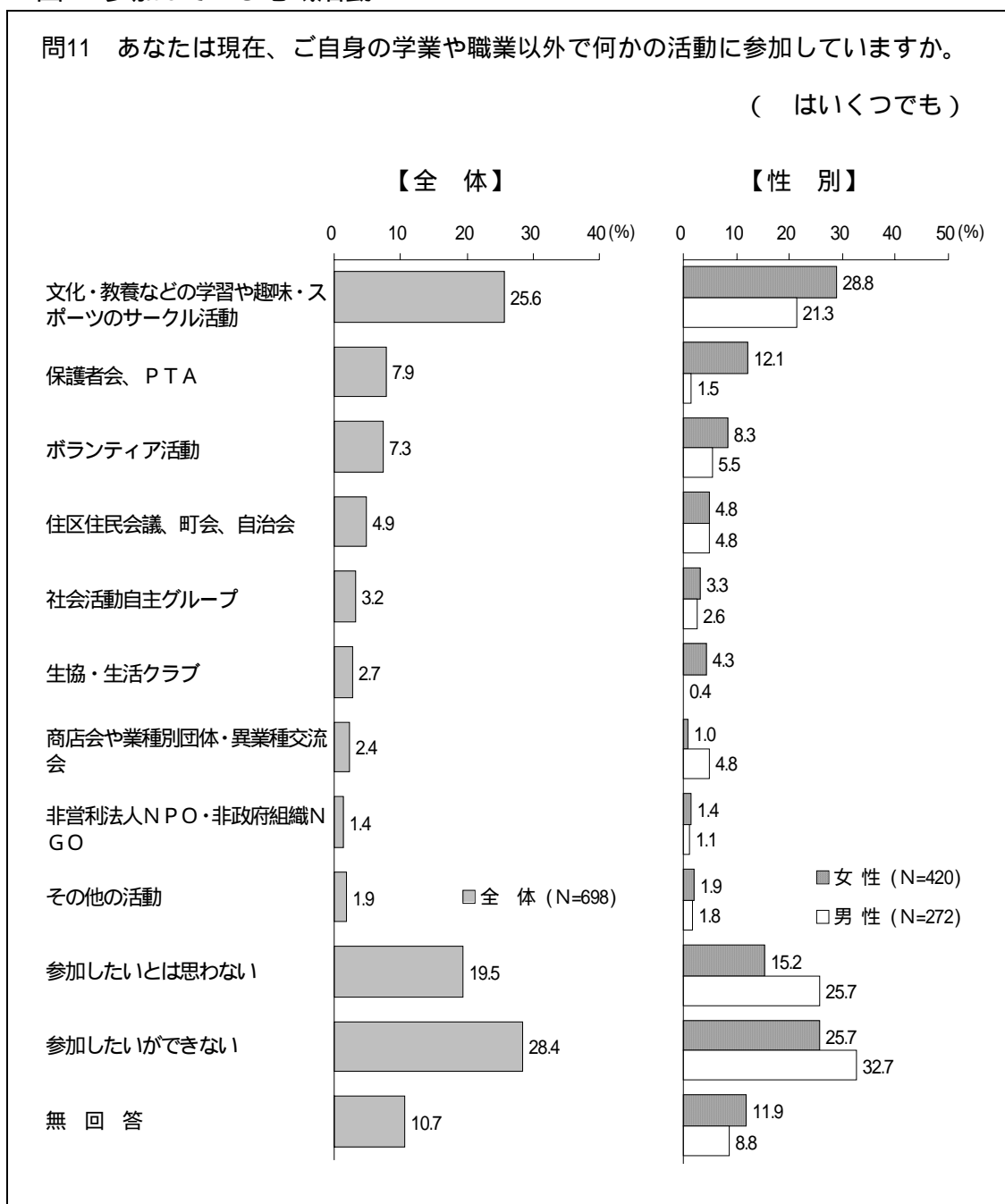
施策 女性の参画促進事業の充実	
事業[6]	女性の参画促進に向けた啓発 あらゆる分野に女性の参画促進を図るための啓発を行います ○啓発誌等の発行（人権政策課）
事業[7]	女性の参画意識を醸成するための講座 区政等に関心をもつ契機となるよう、学習の機会を提供します ○男女平等・共同参画センター講座（人権政策課） ○社会教育講座（地域学習課）
事業[8]	女性の人材育成講座と派遣研修 リーダー育成を目的に、講座の実施や女性団体の構成員に対する研修派遣及び会議などへの参加支援を行います ○男女平等・共同参画センター講座（人権政策課） ○女性団体リーダー国内研修派遣、日本女性会議などへの参加支援（人権政策課）
施策 女性の人材活用の促進	
事業[9]	女性の人材リスト作成と人材活用 人材情報を整備し、各種講師などへの活用を図ります（人権政策課）

中項目1 - 2 地域、団体活動の充実と男女の平等な共同参画の促進

教育、福祉、環境、まちづくりなど、地域社会における身近な問題を解決するための活動は、性別や年齢にかかわらず男女がともに参画し、ともに担うことが重要です。しかし、長時間労働をはじめとした、地域活動への参加が困難な状況があります。平成14年の区民意識実態調査によると、地域活動に参加したいとは思わないという男性が25.7%いますが、参加したいができないという男性も32.7%存在しています。なかでも30歳代については、42.6%の人が参加したいができないと回答しています(図1、図2)。

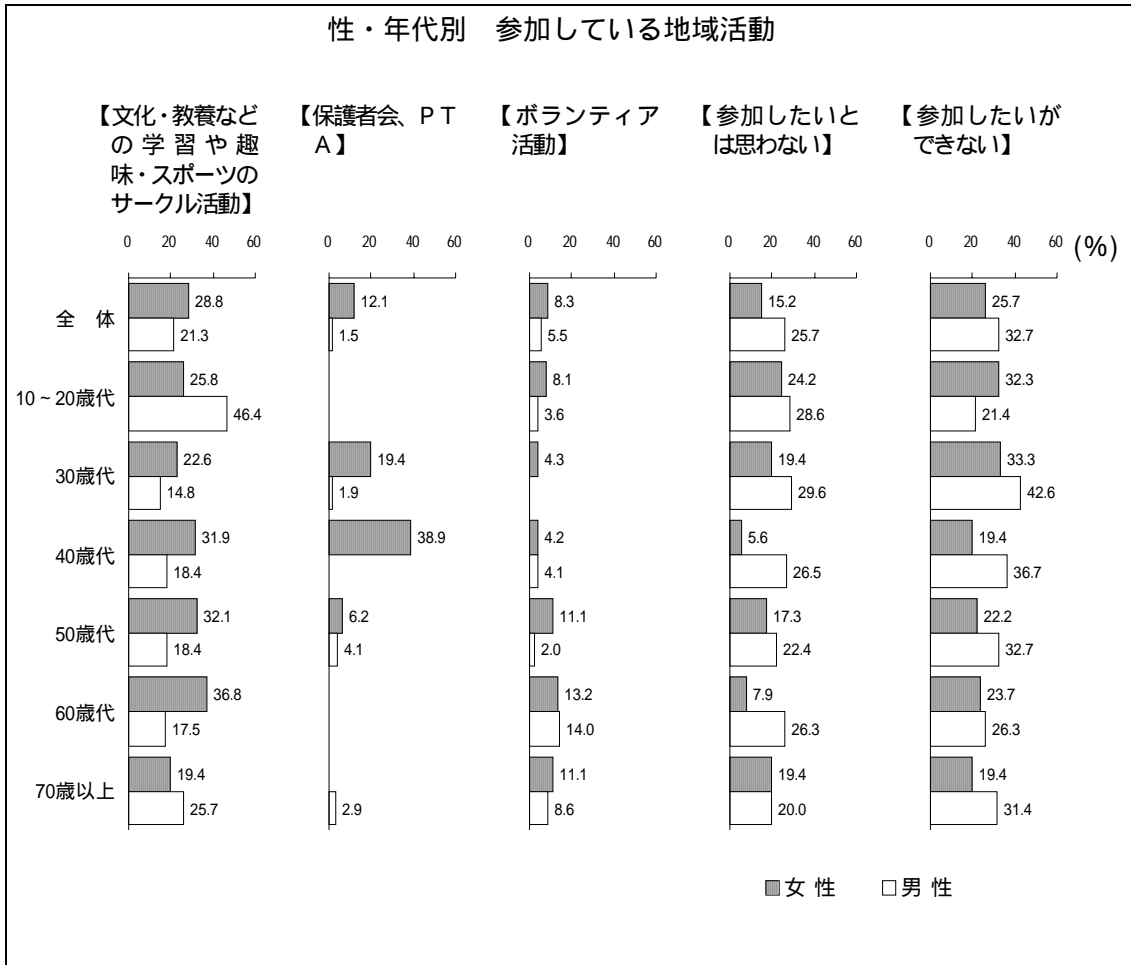
男女の参画格差を是正するため、あらゆる年代層の男女が参加しやすい条件整備を図り、活動における方針決定や意思決定過程に男女が平等に共同参画していくよう働きかけを行います。

図1 参加している地域活動



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

図2 性・年代別 参加している地域活動



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

小項目1-2- 地域活動への参加促進

区民生活に身近な地域活動への参加を促進するため、活動に関する情報提供や事業を実施する際には、男女がともに参加しやすい時間帯の設定など環境整備の工夫をします。

また、事業者に対し、仕事と家庭・地域生活の両立に対する理解を促進するための啓発を行い、職場環境の整備を働きかけます。

施策 地域活動への参加促進	
	<p>事業[10] 環境、消費者問題、福祉に関する情報提供と区民活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住区・住民会議活動、町会・自治会活動への支援（地域振興課、地区サービス事務所） ○ボランティア活動への支援（健康福祉計画課《社会福祉協議会》） ○消費生活啓発事業、活動への支援（産業経済課） ○環境保全啓発事業、環境情報の提供、活動への支援（環境保全課）

	<p>○リサイクル啓発事業、活動への支援（リサイクル担当課長）</p> <p>事業[11] 働く男女が参加しやすい講座等の開催 各種講座の開催にあたっては、参加しやすい曜日や時間帯の開催を配慮します（人権政策課、産業経済課、地域学習課、関係各課）</p> <p>事業[12] 保育付き講座の開催 小項目4-2- で再掲 子育てしている区民が参加できるように、保育者を配置した講座を開催します（関係各課）</p> <p>事業[13] 施設内保育スペースの設置検討 小項目4-2- で再掲 施設の新築や改築時に施設内保育スペースを設置できるように検討します（関係各課）</p> <p>事業[14] 講座等における保育従事者登録事業 区が主催する行事・講座の実施や区民が自主的な活動を行う際に保育者を配置しやすいよう、保育者登録事業を継続します（人権政策課）</p> <p>事業[15] 地域活動への参加促進に向けた啓発 地域活動への理解を促進するため、事業者に対し啓発誌を発行します（人権政策課） 区職員の地域活動参加を奨励するため、自主勉強会に対する支援やボランティア休暇を継続します（人事課）</p> <p>事業[16] 地域活動の活発化 区民の自主的公益活動の活発化に向けた方策を検討し、協働を推進するための方針へ反映します（協働推進担当課長）</p>
--	---

小項目1-2- 地域活動における男女の平等な共同参画の普及・啓発

地域社会における活動は、分野によってはその大部分を女性が担っていますが、方針決定や意思決定などの組織運営面では、男性が占める割合が多いのが現状です。区民生活に身近な活動に男女がともに参画し、組織の方針決定や意思決定などの運営も男女で均等に担っていくための啓発を行います。

施策 地域活動における男女の平等な共同参画の促進	
	<p>事業[17] 区民団体に対する男女の平等な共同参画意識の啓発 男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います ○啓発誌の発行、男女平等・共同参画センター講座（人権政策課） ○区民団体への啓発（地域振興課、地域学習課、スポーツ振興課、関係各課）</p>

小項目1 - 2 - 男女平等・共同参画に関する活動団体への支援

区が従来から推進してきました、女性に関わる問題の解決及び男女平等の推進に向けた区民活動への支援を充実していきます。さらに、社会が男性に期待する生き方や働き方を見直し、固定的な性別役割分担意識や慣習などの解消に向けた活動を行う区民や団体に対し、情報提供や学習の場を提供するとともに、団体相互の交流の促進と、ネットワークの構築に対する支援を行います。

施策 区民による団体活動や自主活動への支援	
事業[18]	女性に関わる問題及び男女平等に関する情報の収集と提供 区民の学習を支援するため、女性に関わる問題及び男女平等に関する情報として、書籍や資料の収集と提供を行います（人権政策課）
事業[19]	活動の場の提供 区民の団体活動や自主活動を支援するため、学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室・保育室を提供します（人権政策課）
事業[20]	団体相互の交流の促進とネットワークづくり支援 男女平等・共同参画センターで活動する団体への支援として、交流行事の開催や研究成果発表の場の提供を行います（人権政策課）
事業[21]	団体活動リーダー育成事業（人権政策課） 小項目1 - 1 - で再掲
事業[22]	講師派遣等支援事業 区民活動を支援するため、社会教育関係団体への指導者派遣事業を行います（地域学習課）

中項目1 - 3 職業における男女平等と共同参画の促進

男女雇用機会均等法の改正により、女性差別の禁止、格差を是正する積極的な措置（ポジティブ・アクション 注1）の導入、性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすること（セクシュアル・ハラスメント）防止のための配慮義務などが規定され、雇用における男女平等に関する法制度の整備は前進しました。しかし、現実には男女雇用機会均等法に規定された内容を制度として取り入れていない事業者も存在します。

労働者及び事業者を対象として、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の普及事業や職場における男女平等の取り組みを促進するための啓発事業を行うほか、職業における男女平等を推進するため、女性起業家や女性自営業者に対する支援を行います。

小項目1-3- 職場の男女平等と共同参画への取り組みの促進

事業者に対し、募集・採用、配置・昇進についての女性差別の禁止や、格差を是正する積極的な措置（ポジティブ・アクション 注1）の導入、性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすること（セクシュアル・ハラスメント）防止のための配慮義務、妊娠・出産に関する保護の強化など、男女雇用機会均等法についての啓発を行います。

施策 職場の男女平等と共同参画促進に向けた啓発事業の実施	
	事業[23] 事業者向け男女平等と共同参画促進の啓発 ○啓発誌の発行（人権政策課） ○国・東京都作成の啓発誌等の配布（産業経済課）

小項目1-3- 区における男女の平等な共同参画の推進

区においても、職場の男女の構成を適正にし、政策決定や組織運営における男女の平等な共同参画を推進します。

施策 職場における男女の平等な共同参画の推進	
	事業[24] 職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進 職務の実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します（人事課、全課）
施策 女性職員の育成と積極的活用	
	事業[25] 女性職員に対する係長・管理職試験の受験奨励 政策決定や組織運営の場に男女が適正に参画できるよう、係長・管理職試験に対し、女性職員が積極的に受験するよう奨励します（全課）

小項目1-3- 女性起業家や女性自営業者への情報提供と支援

平成14年の区民意識実態調査によると、働いている女性の21.8%は自営業者です。女性が起業する場合の融資の受けにくさなど、女性であることによる不利益を解消し、いきいきと働ける環境の整備を図るため、女性に対する起業支援や女性自営業者への支援を行います。

施策 女性起業家や女性自営業者への支援事業の充実	
	事業[26] 起業などに関する講座の実施 多様な働き方の選択肢の一つとして、起業を希望する女性に対し、法的な知識や基礎的なノウハウなどの情報を提供する講座を実施します

	<p>(産業経済課)</p> <p>事業[27] 起業などに関する相談事業 相談事業において、起業などに関する相談を行います(産業経済課)</p> <p>事業[28] 各種融資事業の実施 女性起業家や女性自営業者への支援として、事業資金融資のあっせんや生活福祉資金などの貸付を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業資金融資、中小企業創業支援資金融資、中小企業災害復旧資金融資、小規模企業無担保・無保証人融資、小規模企業資金融資、経営安定資金特別融資のあっせん(産業経済課) ○生活福祉資金、離職者支援資金、援護資金の貸付(健康福祉計画課《社会福祉協議会》) ○母子福祉資金、女性福祉資金(子育て支援課) <p>新規事業[29] 女性に対する開業、グループ化支援 女性に対する開業支援講座や女性起業家のグループ化支援を検討します(産業経済課)</p>
--	--

大項目2 男女がともに担う家庭生活と職業生活

男女がともに家事・育児・介護を担い、家族が支えあって生活を営んでいくことは、男女が平等に共同参画する社会を築くためのもっとも重要な鍵となります。子どもの健やかな成長を大切にしながら、高齢者や障害者、すべての人が個人の意思や希望に沿って個性と能力を発揮し、自分らしい生き方ができる社会を目指し、社会全体で支援体制を整備することが必要です。

高齢者などの介護については、介護保険制度や支援費制度の導入により、社会全体で支えるという認識が形成されてきていますが、現実的には女性が介護を担う場合が多く、職業との両立困難や過重な負担を強いられることとなっています。

子育てや介護を社会的に支援する体制の整備とともに、高齢者が主体的に社会に参加し、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援するための福祉サービスなどの提供にあたっては、性別役割分担意識にとらわれることなく施策を推進します。

中項目2 - 1 家庭生活と職業生活の両立支援

男女雇用機会均等法、労働基準法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）が改正され、労働環境は大きく変化しています。一方、女性の就労志向の上昇やパートナーの雇用不安の増大、ライフスタイルの多様化を反映して、働く女性は増加していますが、家事・育児・介護などの家庭の責任を担いながらの就労という二重役割を背負っているのが現状です。

このため、男女が家庭生活と仕事を両立させ、ともに家庭に対する責任を分かち合うことのできるよう、社会全体での支援が必要です。

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」は、国と地方自治体及び事業者に対して、家庭生活と職業生活の両立を図るための環境の整備を促しています。事業者自身が積極的に取り組むことの重要性を踏まえ、事業者を対象とした啓発を推進します。

小項目2 - 1 - 仕事と家庭生活の両立支援

働く権利は男女ともに保障されるべきものであり、家事・育児・介護は女性だけの役割ではなく、男女がともに協力して取り組むべき課題です。仕事と家庭生活の両立を支援するため、家庭における男女平等と共同参画意識の啓発を図ります。

また、女性の経済的な自立を目指し、就労に向けた支援として、再就職講座の実施などにより就労意識を醸成するとともに、在宅勤務などの多様な働き方や職業に関する情報提供を行います。さらに、職場での様々な問題に関する相談や職業紹介など、労働関係機関と連携して相談事業を実施します。

<p>施策 仕事と家庭生活の両立に関する啓発事業の充実</p>	
	<p>事業[30] 男女平等・共同参画センター資料室の充実 仕事と家庭生活の両立や働き方に関する書籍や資料を収集し、提供します（人権政策課）</p> <p>事業[31] 職業や働き方に関する情報提供と啓発事業 就労を希望する女性や働く女性などに対し、職業選択のアドバイスや職業能力の開発・育成に関する講座を開催します 経営分析、パソコン教室、簿記、ビジネス英語講座等の実施（産業経済課）</p> <p>事業[32] 家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供 男女がともに家庭生活を担うことができるよう、主に家事経験の乏しい男性を対象に、家事、育児、介護に関する基礎的知識や技術を習得するための講座を開催します 男性向けの料理教室・家事講座（地域学習課） 消費者教室（産業経済課） パパの育児教室、健康保健講座（両保健センター） 介護者セミナー（高齢福祉課）</p>
<p>施策 就労相談の充実</p>	
	<p>事業[33] 就労相談事業の充実と連携 働く女性が直面するさまざまな労働問題に関する相談事業を実施するとともに、労働関係機関と連携して就労相談事業を実施します ワークサポートめぐろにおける就労相談、職業あっせん（産業経済課、高齢福祉課） 内職相談（高齢福祉課）</p>
<p>施策 女性の就労意識の醸成</p>	
	<p>事業[34] 男女平等・共同参画センター講座の実施 就労を希望する女性や働く女性を対象に、女性の経済的自立を目指した就労支援のための講座を開催します（人権政策課）</p> <p>事業[35] 女性の就労支援に向けた講座の実施 各種講座開催にあたり、女性の就労に関する講座を開催して就労を支援します（産業経済課、地域学習課）</p>

小項目2 - 1 - 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境整備

男女がともに家族として支えあいながら仕事を継続していくためには、育児・介護休業制度の普及、制度利用者の増加、労働時間の短縮などの職場環境の整備が必要です。

厚生労働省がまとめた平成14年度女性雇用管理基本調査の結果では、育児休業の取得率

は女性 64.0%、男性 0.33%であり、とりわけ男性の取得率は著しく低い水準にあります。

男女労働者に対し、各種法制度の情報提供を図るとともに、事業者の理解促進に向けた啓発事業を積極的に進めます。

施策 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備促進	
事業[36]	<p>男女が子育てや介護を担いながら働くための意識啓発</p> <p>男女がともに子育てや介護を担いながら働くための法制度の普及や意識づくりに向けた啓発を行います</p> <p>啓発誌の発行（人権政策課）</p> <p>国・東京都作成の資料の配布（産業経済課）</p>
事業[37]	<p>職場環境整備に向けた情報提供と啓発</p> <p>事業者を対象に、育児・介護休業制度などの情報提供や男性の取得率向上に向けた啓発を行います</p> <p>啓発誌の発行（人権政策課）</p> <p>国・東京都作成の資料の配布（産業経済課）</p>
事業[38]	<p>区職員の育児・介護休業制度の利用促進</p> <p>区職員に対し、育児・介護休業制度の利用を周知・奨励します（人事課）</p>

中項目 2 - 2 子育て支援

核家族化の進行に加え固定的な役割分担意識に基づいて家事・育児の負担は女性に偏りがちであり、さらに、地域で子どもを育てるという連帯意識の希薄化に伴う子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感や不安を持つ人々が増加しています。また、女性の社会進出の増加や家族形態の多様化などを要因として、子育てを取り巻く環境は変化しています。このような中で、児童虐待など深刻な問題も表面化してきました。

子どもを持つことを希望する人々が安心して子育てに取り組める社会づくりと、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを目指して、働きながら子育てをしている親への支援に限らず、子育てをしている人々全体への社会的支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、子育てに関する相談機能の充実やひとり親家庭への支援を行うとともに、地域全体で子育てを支援するしくみづくりや家庭での子育てを支援します。

小項目 2 - 2 - 多様な保育サービスの充実

働きながら子育てをしている人々への支援として、親の就労形態の変化などによる多様なニーズに対応し、就労と子育ての両立を支援します。

また、共働きでない家庭への子育て支援も充実します。

さらに、学齢期の子どもがいきいきと育つことができるよう、学童保育の充実を図ります。

施策 多様な保育サービスの充実	
	<p>事業[39] 保育所機能の充実 社会状況の変化に対応し、多様な保育ニーズに応えるとともに、子育て相談など地域の子育て支援事業を含め、保育所機能の充実を図ります（保育課）</p>
	<p>事業[40] 家庭福祉員制度 多様な保育ニーズに対応するため、家庭福祉員制度の充実を図ります（保育課）</p>
	<p>事業[41] 学童保育クラブ 学童保育クラブの需要は増加傾向にあるため、保育機能の充実を図ります（子育て支援課）</p>
	<p>事業[42] ファミリーサポートセンター事業 仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児を支援するため、ファミリーサポートセンター事業の充実を図ります（子育て支援課）</p>
	<p>事業[43] 子どもショートステイ事業 子育て中の親が、病気・出産・看護・仕事などで育児にあたれないとき、区内の施設でお預かりするショートステイ事業を継続します（子育て支援課）</p>
	<p>事業[44] 育児支援サービス事業 高齢者の経験と知識を活かし、育児サービスを必要とする家庭への支援を行います（高齢福祉課《シルバー人材センター》）</p>
	<p>事業[45] 緊急一時保育 家族の入院により保育者がいないなど、一時的に保育を必要とする場合に、保育所で就学前のお子さんをお預かりします（保育課）</p>

小項目2 - 2 - ひとり親家庭に対する支援

家事・育児や経済的な問題を抱え、支援を必要としているひとり親家庭に対し、自立に向けた支援を充実します。

施策 ひとり親家庭に対する支援の充実	
	<p>事業[46] 母子生活支援施設の整備 母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設の充実を図ります（子育て支援課）</p>

<p>事業[47] ひとり親ホームヘルプサービス事業 ひとり親家庭に対し、子どもの日常生活の世話など、必要なサービスを充実します（子育て支援課）</p> <p>事業[48] 母子福祉資金の貸付け 母子家庭の経済的自立を図るため、修学・修業資金などの貸付を行います（子育て支援課）</p> <p>事業[49] ひとり親休養ホーム事業 ひとり親家庭が宿泊や日帰り旅行をする場合に、指定施設の利用料補助を行い、親子のふれあいの時間づくりを支援します（子育て支援課）</p> <p>事業[50] 緊急一時保護事業 緊急に保護を必要とする母子の保護事業を行います（子育て支援課）</p> <p>事業[51] 母子相談事業 さまざまな悩みの相談をお受けし、情報提供および自己解決への支援を行います（子育て支援課）</p> <p>事業[52] ひとり親家庭に対する居住支援事業 ひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います（住宅課）</p>

小項目2 - 2 - 地域での子育て支援

子育てについては、子どもをもつ家庭だけの問題とせず、社会全体、地域全体で支えることが必要です。すべての子育て家庭に対し、地域住民が主体となって子どもを見守り育てる活動を行えるよう、民生・児童委員や主任児童委員、PTAや青少年委員、自主保育グループとも連携して支援します。

施策 地域での子育て活動に対する支援	
事業[53] 自主保育グループに対する支援	<p>地域で子育てをしている自主保育グループに対する支援を行います 自主保育グループへの助言と相談（両保健センター） 児童館、子ども家庭支援センターにおける活動の場の提供と助言などの支援（子育て支援課）</p>
事業[54] ネットワークづくりへの支援	<p>育児期の親たちの交流などのネットワークづくりを支援します 育児学級（両保健センター） 児童館、保育園、子ども家庭支援センターでのネットワークづくり支援（子育て支援課）</p>
事業[55] 子育てひろば事業	小項目2 - 2 - で再掲

	<p>保育所や子ども家庭支援センターで子育て相談や納涼会等地域交流事業、園庭開放、育児講座などを実施し、地域の子育てを支援します（子育て支援課、保育課）</p> <p>事業[56] 子ども家庭支援センター事業 小項目2-2- で再掲</p> <p>子どもや子育てに関する相談、親子がふれあう場の提供、保育所や児童館などの子育て講座の講師を務めるなど、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行います（子育て支援課）</p> <p>事業[57] 子育てふれあいひろば事業</p> <p>保育所に子育てふれあいひろばを設置し、保育所の行事で園児とともに遊べる場を提供していきます（保育課）</p> <p>事業[58] 地域教育懇談会への支援</p> <p>学校、家庭、地域の関係者が話し合う場としての地域教育懇談会の活動に対し、情報提供や活動経費一部負担などの支援を行います（地域学習課）</p>
--	--

小項目2-2- 子育てに関する相談機能の充実と情報提供

子育ての不安や悩みに対応した、きめこまかい相談事業を実施し、子育て支援を推進するとともに、児童虐待防止への対応を図ります。

<p>施策 子育てに関する相談事業の充実</p>	
	<p>事業[59] 育児、教育相談事業の充実と相談機関の連携</p> <p>育児相談事業の充実と相談機関の連携（両保健センター、子育て支援課）</p> <p>教育相談事業の充実と相談機関の連携（指導課）</p> <p>事業[60] 児童虐待防止関係機関の連携</p> <p>区の関係各課、児童相談所、警察署、医師会、法曹会、私立幼稚園、民生・児童委員、主任児童委員を構成員とした児童虐待防止連絡会やケース会議の開催により関係機関の連携を図り、児童虐待防止への対応を充実します（子育て支援課、関係各課）</p> <p>事業[61] 子ども家庭支援センター事業（子育て支援課） 小項目2-2- で再掲</p> <p>事業[62] 子育てひろば事業（子育て支援課、保育課） 小項目2-2- で再掲</p>
<p>施策 子育てに関する情報提供の充実</p>	
	<p>事業[63] 子育てに関する情報提供</p> <p>育児講座や相談事業などを通して子育てに関する情報を提供します（両保健センター、子育て支援課、保育課）</p>

中項目2 - 3 高齢者の自立支援・介護支援

目黒区の高齢者人口に占める女性の割合は高く、75歳以上の高齢者では64.8%が女性です。とりわけひとり暮らしの女性高齢者は、健康面や収入、住宅の確保など大きな問題を抱えており、多くの支援を必要としています。

また、性別にかかわらず、高齢者が地域で自立して生活するための基盤として、安全で快適な住環境の整備は重要です。

高齢者が住み慣れた地域に安心して住み続け、仕事や趣味などの生きがいをもって生活できることが求められています。

一方、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という固定的な性別役割分担意識がまだまだ解消されずに、介護職や家庭における介護の担い手などは女性が大部分を占めています。

男女がともに家庭生活を担っていくためには、男性対象の介護技術習得講座や、介護職への就業などを増やすための人材育成事業を充実します。

小項目2 - 3 - 高齢者の自立支援と主体的な社会参加の促進

高齢者の自立に向けた支援として、良質な住宅の提供、住宅のバリアフリー化支援、健康維持・増進支援、ふれあい事業などを充実します。また、支えられるだけでなく、ボランティア活動やシルバー就労などを通し、地域での支えあいに参画できるよう支援します。

施策 相談事業の充実	
事業[64]	高齢者相談、生活相談、家庭相談事業の充実と連携 各種相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります（区民の声担当課長、高齢福祉課、保健福祉サービス事務所、生活福祉課）
事業[65]	介護、看護相談事業の充実と連携 介護、看護相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります（両保健センター、保健福祉サービス事務所）
施策 権利擁護事業の充実	
事業[66]	権利擁護センター事業 高齢や障害などのため、判断能力が不十分な方の財産・金銭管理・契約行為などについての相談事業、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用支援事業、苦情調整事業の充実を図ります（健康福祉計画課《社会福祉協議会》）
施策 健康支援事業の充実	
事業[67]	機能訓練事業 身体的、精神的、社会的能力の回復を目指し、機能訓練の充実を図ります 脳卒中リハビリテーション教室、パーキンソン訓練教室、言語訓練

	教室等の開催と地域リハビリテーション、家庭訪問指導の実施 (両保健センター)
施策 住宅の確保	
	<p>事業[68] 高齢者福祉住宅の確保 住宅マスタープランに基づき、高齢者のための住宅の確保に努めます (住宅課)</p> <p>事業[69] 居住支援事業 高齢者に対する民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います (住宅課)</p> <p>事業[70] 高齢者福祉住宅の提供 高齢者福祉住宅を運営管理します。(高齢福祉課)</p> <p>事業[71] 住宅改修給付事業 高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業の充実を図ります (高齢福祉課)</p>
施策 社会参加支援	
	<p>事業[72] 生きがい支援事業 老人いこいの家や高齢者センター事業、老人クラブへの支援の充実を図ります(高齢福祉課)</p> <p>事業[73] 就労支援事業 就労意欲のある高齢者を対象に、働く場の確保と提供を充実します (高齢福祉課《シルバー人材センター》)</p>

小項目2-3- 介護事業の充実

男女がともに高齢者などの介護を担い、家族が支えあって生活するための意識を啓発するとともに、男女が介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備に向けた啓発を行います。また、質のよい介護サービスの提供と身近で相談できる相談事業の充実を図ります。

施策 男女がともに介護を担うための意識啓発事業	
	<p>事業[74] 男女がともに介護を担うための意識啓発 啓発誌の発行(人権政策課)</p> <p>事業[75] 事業者に対する介護休業制度の啓発と情報提供 啓発誌の発行(人権政策課)</p>
施策 介護に関する相談事業の充実と情報提供	
	<p>事業[76] 介護に関する相談事業の充実と情報提供 介護に関する相談を行うとともに、情報の提供を行います (高齢福祉課、保健福祉サービス事務所、障害福祉課)</p>

	<p>事業[77] 保健福祉情報システム</p> <p>保健福祉サービスを必要とするかたに、適切なサービスを総合的かつ迅速に提供できるよう充実を図ります（健康福祉計画課）</p>
<p>施策 高齢者の介護支援・生活支援事業の充実</p>	
	<p>事業[78] 在宅介護支援事業</p> <p>高齢者の在宅生活を支援するため、生活支援ヘルパー、介護用品等の給付など、在宅福祉サービス事業の充実を図ります</p> <p>（健康福祉計画課《社会福祉協議会》、高齢福祉課、保健福祉サービス事務所）</p> <p>事業[79] 介護保険制度</p> <p>高齢者の介護支援及び生活支援を目的に、介護保険制度の充実を図ります（介護保険課）</p>

小項目2 - 3 - 介護分野の人材育成

社会全体で介護を支えるためには、介護分野の人材育成が必要です。このため、従来から女性の職業と考えられてきた看護師、保健師、ホームヘルパーなどの介護分野に男性の就業を促すための事業を充実します。

<p>施策 介護技術習得の機会提供</p>	
	<p>事業[80] 介護教室事業</p> <p>介護に必要な知識、技術を習得するとともに、介護者同士の交流を行います（高齢福祉課）</p> <p>事業[81] ボランティア研修事業</p> <p>だれもが気軽に参加できるよう、福祉教育プログラムを体系化し、実施します（健康福祉計画課《社会福祉協議会》）</p>
<p>施策 介護分野における男性の参画促進事業</p>	
	<p>事業[82] 男性の参画促進に向けた講座</p> <p>介護の分野に男性の参画を促進するための啓発講座を実施します（人権政策課）</p>

大項目3 人権が尊重される社会、家庭、職場の形成

女性の人権が著しく侵害されている例として、男女間及び家庭内のあらゆる暴力（ドメスティック・バイオレンス 注2）や性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすること（セクシュアル・ハラスメント）などがあります。DV防止法の施行により、ドメスティック・バイオレンスに対する社会的な理解と認識が進んできていますが、平成14年の区民意識実態調査では、13.1%の女性が「医師の治療が必要ではない程度の暴力を受ける」と回答しており（図3）、同時にドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性の43.7%は誰にも相談しなかったと回答しています（図4）。このことから、被害者への支援や加害者に対する施策などは十分な対応がなされているとはいえません。

また、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 注3）は、国連の国際人口開発会議（1994年）で提唱され、第4回世界女性会議（北京会議、1995年）で女性の重要な人権の一つと位置付けられた考え方です。

平成14年の区民意識実態調査の結果によると、性に関する自己決定権は、女性が自立し健康に生きるために重要な権利であると回答した人が女性で74.8%、男性で66.9%おり（図5）、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは女性の権利であるとの認識が徐々に浸透してきているといえます。今後とも、この視点に立った事業を継続して実施する必要があります。

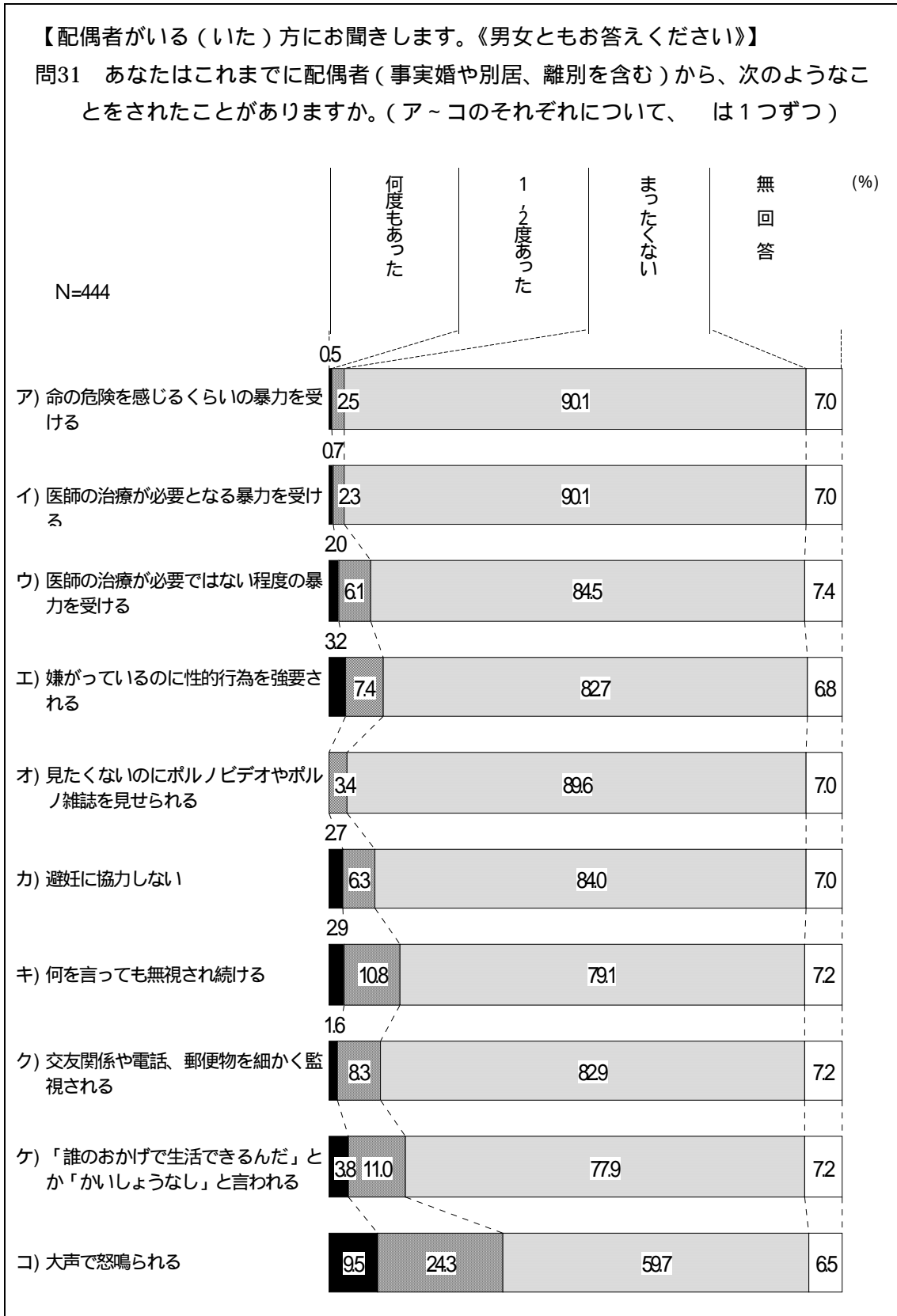
さらに、様々な年代に対応し、生涯を通じた女性の健康づくりに対する支援も大切です。

ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、緊急を要する課題であるとの認識を踏まえ、国や東京都と連携して防止に向けた施策の充実を図り、男女の人権が尊重される社会の実現を目指します。



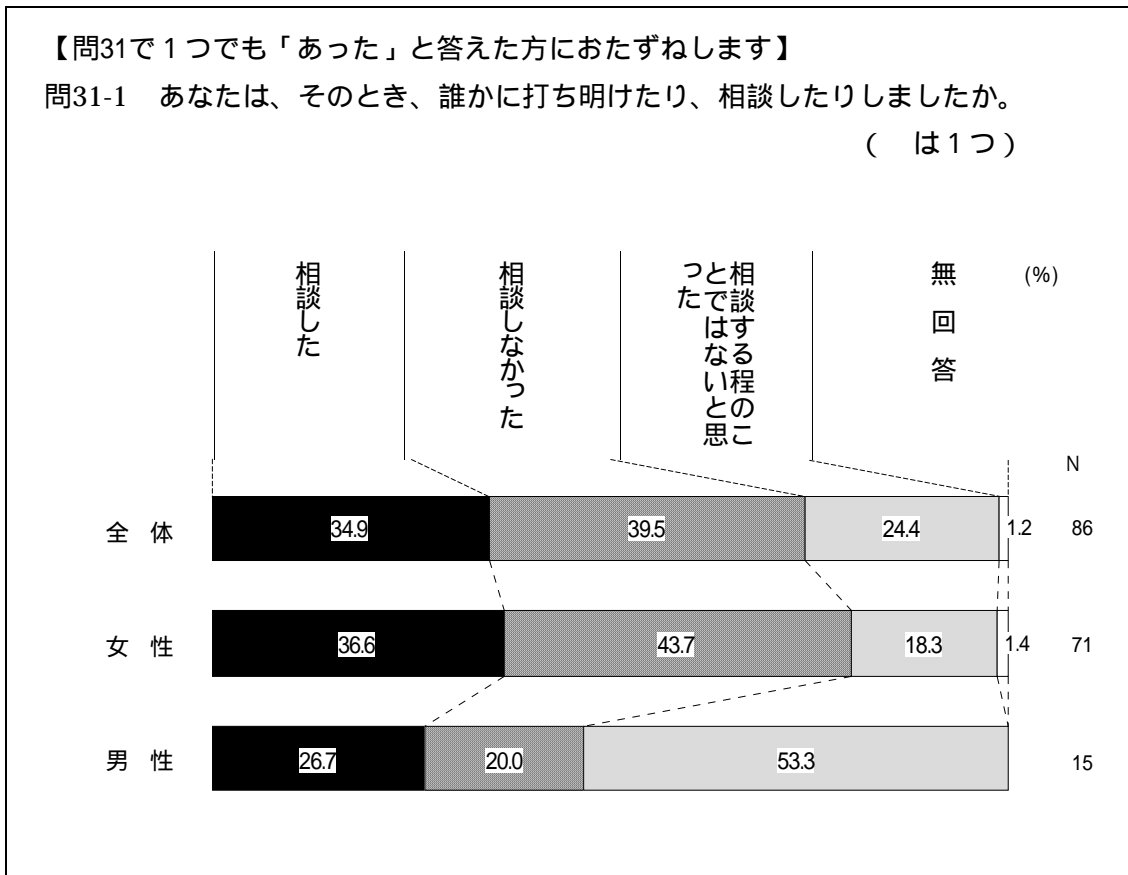
【ヒューマンライツ大賞】シンボルマーク部門入選作品

図3 ドメスティック・バイオレンスを受けた経験



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

図4 ドメスティック・バイオレンスを受けたときの相談



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

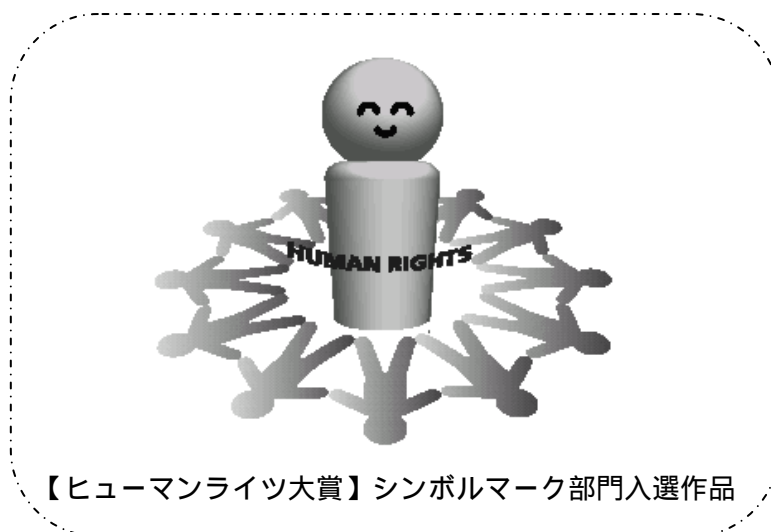
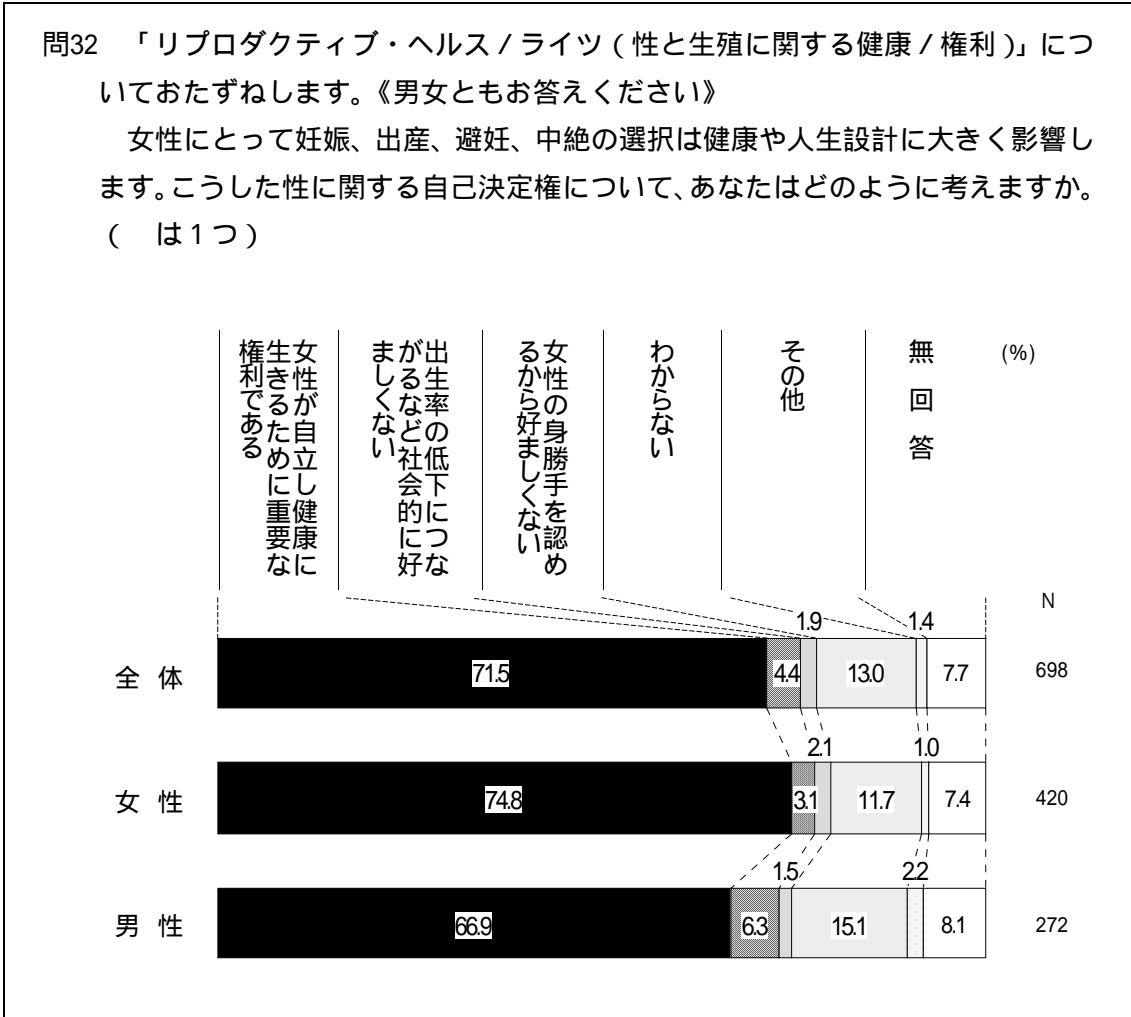
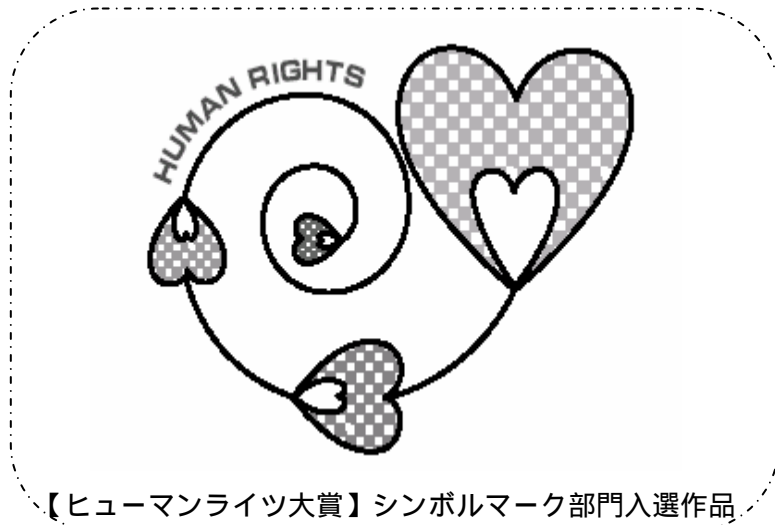


図5 女性の性に関する自己決定権についての考え



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)



中項目3 - 1 女性に対する暴力の防止と被害者支援

男女間及び家庭内のあらゆる暴力(ドメスティック・バイオレンス 注2)は犯罪であり、性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすること(セクシュアル・ハラスメント)は人権侵害であるという認識が浸透し、DV防止法が制定されました。しかし、ドメスティック・バイオレンスへの理解や被害者への支援はいまだ不十分な状況です。

現在、国においてDV防止法の見直しが検討されていますが、より一層の被害者支援策の充実を図るための改正を要望するとともに、区においても、関係機関の連携を充分図り、被害者支援の充実に務めます。

小項目3 - 1 - あらゆる暴力の防止に向けた啓発と加害者を対象に含めた事業の検討

女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、女性に対する差別意識など、男女が置かれている構造的な問題であり、社会全体の問題として早急に解決を図られるべき課題です。

また、児童、高齢者などに対する虐待等の防止に向けた事業の充実も必要です。

この視点から、男女間及び家庭内のあらゆる暴力の防止に向けた相談と啓発に重点的に取り組みます。

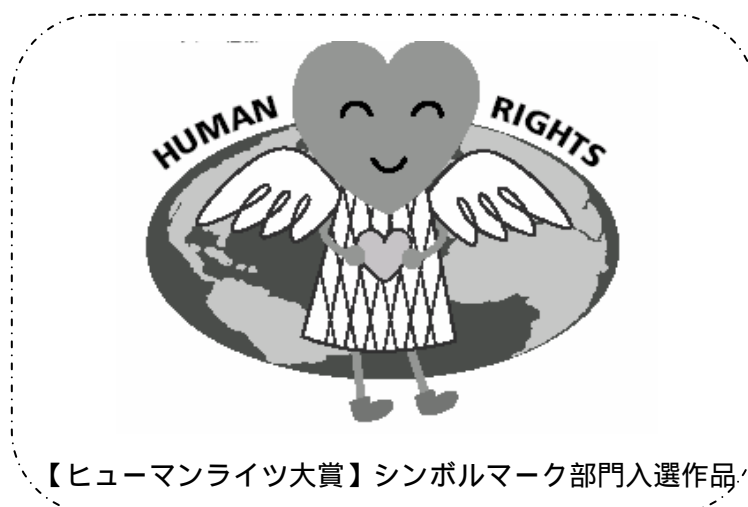
特に男女間及び家庭内のあらゆる暴力(ドメスティック・バイオレンス 注2)に関する問題の早期解決と再発防止に向け、暴力に気づき、暴力を用いない関係づくりを考える講座の実施など、加害者を対象に含めた暴力防止事業を検討します。

施策 あらゆる暴力の防止に向けた啓発	
	<p>事業[83] 女性への暴力及び家庭内の暴力問題に関する情報提供と防止に向けた啓発事業の実施</p> <p>啓発誌の配布や講座の開催により暴力の防止に向けた啓発を行うとともに、暴力問題に関する情報を提供します (人権政策課、介護保険課、高齢福祉課、保健福祉サービス事務所、子育て支援課、両保健センター)</p> <p>新規事業[84] 加害者を対象に含めた暴力防止事業の検討</p> <p>広く暴力の防止を目指し、加害者を対象に含めた暴力防止事業の検討を行います(人権政策課)</p>

小項目3 - 1 - 被害者支援の充実

ドメスティック・バイオレンスの被害に悩みながら相談できない被害者の保護を進めるため、広聴活動の強化を図るほか、相談しやすい体制の検討など相談事業の充実と警察を含めた各機関の連携体制の充実を図り、すみやかな保護事業、さらには自立支援に向けた事業を実施します。

施策 相談体制の充実	
	<p>事業[85] 各種相談事業</p> <p>各種相談事業の充実を図ります （区民の声担当課長、人権政策課、高齢福祉課、保健福祉サービス事務所、生活福祉課、子育て支援課）</p> <p>事業[86] 関係機関の連携体制</p> <p>被害の防止と被害者の保護及び自立支援を目的として、各機関の連携体制の充実を図ります（区民の声担当課長、人権政策課、高齢福祉課、保健福祉サービス事務所、生活福祉課、子育て支援課、関係各課）</p>
施策 自立支援事業の充実	
	<p>事業[87] 各種自立支援事業</p> <p>被害者の自立を支援するため、各種資金融資などの自立支援事業の充実を図ります（生活福祉課、子育て支援課）</p>
施策 緊急一時保護施設の充実	
	<p>新規事業[88] 緊急一時保護施設の整備</p> <p>被害者保護事業を充実するため、緊急一時保護施設の整備を図ります（子育て支援課）</p>



中項目 3 - 2 性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすること(セクシュアル・ハラスメント)の防止

男女雇用機会均等法の改正により、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止は事業主の配慮義務とされ、問題を放置した場合は管理責任が問われることとなりましたが、セクシュアル・ハラスメントに関する相談・申し出は減ってはいません。

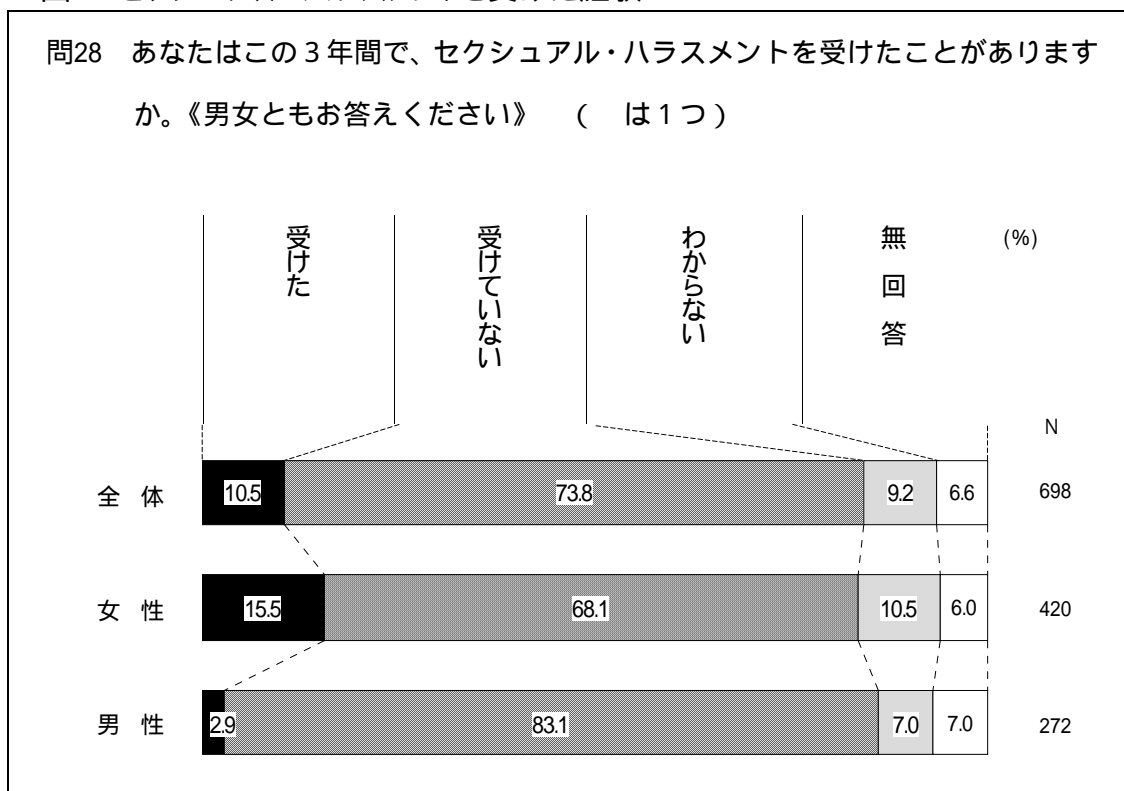
また、セクシュアル・ハラスメントは、職場だけでなく地域活動、学校など、男女が共同で活動する場でも発生しています。事業者や区民に対する啓発や、防止策に関する情報提供のほか、被害者を対象とした相談事業の充実を図ります。

小項目 3 - 2 - 職場、学校、地域でのセクシュアル・ハラスメント防止への取り組み

平成 14 年の区民意識実態調査の結果によると、女性の 15.5%がセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると回答しており(図6)、20 歳代から 30 歳代の有職女性では 3 人に 1 人が受けたと回答しています。また、職場に限らず地域社会などでも発生しているとの回答もあることから、事業者や地域、学校に対する情報提供と啓発を行い、防止に向けた取り組みを推進します。

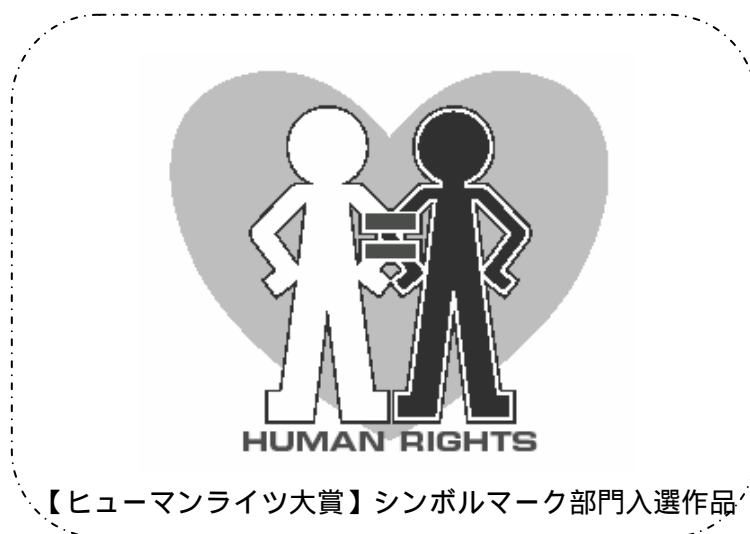
さらに、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実と連携を図ります。

図6 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

<p>施策 セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発</p>	
<p>事業[89] 事業者、団体に対する啓発と防止対策支援</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、事業者や団体に対する啓発事業を実施するとともに、事業者や団体が自ら防止対策を行う際に啓発誌の配布や情報提供などの支援を行います</p> <p>啓発誌の発行（人権政策課）</p> <p>国や東京都作成の啓発誌の配布（産業経済課）</p> <p>事業[90] 地域、学校に対する啓発</p> <p>地域や学校を対象とした啓発事業を行います</p> <p>啓発誌の発行、男女平等・共同参画センター講座（人権政策課）</p> <p>事業[91] 区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施</p> <p>区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します（人権政策課、人事課）</p>	
<p>施策 相談事業の充実</p>	
<p>事業[92] 各種相談事業の充実と連携</p> <p>セクシュアル・ハラスメントに関する各種相談事業の充実と連携を図ります（区民の声担当課長、人権政策課）</p> <p>事業[93] 男女平等・共同参画オンブーズの運営と各種相談事業との連携</p> <p>広く男女平等・共同参画オンブーズについて周知し、利用しやすい機関となるよう運営の充実を図るとともに、各種相談事業との連携を強化します（人権政策課）</p> <p>事業[94] 区職員の相談体制</p> <p>区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の充実を図ります（人権政策課、人事課）</p>	



中項目3 - 3 生涯にわたる健康保持・増進支援

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 注3）の考え方の普及と啓発に務め、女性の生涯を通じた健康を支援するため、さまざまな年代の女性に対応した施策を充実します。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、パートナーとの関係に深くかかわっています。男女がお互いの性と健康についての理解を深め、尊重しあえる関係づくりに向けた啓発を行います。

小項目3 - 3 - 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理解促進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方が社会に根付くよう、普及啓発に努めます。

また、学校教育や社会教育の場における性と生殖に関する学習を進め、科学的な知識の習得を支援し、情報提供を充実します。

施策 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発と相談事業の充実	
事業[95] リプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進事業 広くリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知するための事業を行います 男女平等・共同参画センター講座、啓発誌の発行（人権政策課） 健康保健講座の実施（両保健センター）	事業[96] 相談事業 健康や性に関する相談事業を充実します（人権政策課、両保健センター）
施策 性に関する教育、学習の充実	
事業[97] 学校における性教育と教員研修 性教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導が行われるよう、性教育指導計画の作成や性教育研修会などの充実を図ります（指導課）	事業[98] 性に関する情報の提供と講座 性に関する科学的な知識を習得するなかで、男女がお互いを尊重しあえる意識づくりを目指し、情報と学習機会の提供を充実します（人権政策課、両保健センター、指導課、地域学習課）

小項目3 - 3 - 生涯にわたる健康保持・増進支援

女性の生涯を通じた健康の保持と増進を支援する立場から、思春期の性やからだの相談、よりよい妊娠・出産への支援、更年期及び高齢期の健康支援など、多様なライフステージに応じた事業を充実します。

また、新たな課題である女性の視点からの医療へのアプローチとして、男女の性差を考慮した医療などの情報提供についても取り組みます。

施策 生涯を通じた健康支援	
<p>事業[99] 健康診査</p> <p style="padding-left: 40px;">生涯を通じた健康を支援するため、各種健康診査の充実を図ります</p> <p style="padding-left: 80px;">40歳以上健診、健康づくり健診、がん検診の実施（健康推進課、両保健センター）</p> <p>事業[100] 妊娠・出産期の女性に対する健康支援</p> <p style="padding-left: 40px;">健やかな妊娠・出産を支援するため、母親学級や健康診査、訪問指導などの事業を実施します</p> <p style="padding-left: 80px;">母子健康手帳の交付（健康推進課）</p> <p style="padding-left: 80px;">母親学級、妊産婦・新生児訪問指導、妊産婦・乳幼児健康診査（両保健センター）</p> <p style="padding-left: 80px;">入院助産（子育て支援課）</p> <p>事業[101] 更年期、高齢期の女性に対する健康支援</p> <p style="padding-left: 40px;">更年期、高齢期の女性の健康を支援するため、生活習慣病予防を含めた健康講座を開催して健康学習を進めるとともに、相談事業の充実を図ります</p> <p style="padding-left: 80px;">健康講座（健康推進課）</p> <p style="padding-left: 80px;">成人健康相談、健康学習（両保健センター）</p> <p>新規事業[102] 女性のための医療に関する情報提供</p> <p style="padding-left: 40px;">女性が受診しやすい医療に関する情報の提供について検討します（人権政策課、生活衛生課、健康推進課、両保健センター）</p>	
施策 健康相談事業の充実	
<p>事業[103] 思春期、更年期等におけるからだの相談事業</p> <p style="padding-left: 40px;">リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、女性の健康とからだについての相談事業を充実します（人権政策課）</p> <p>事業[104] 健康相談事業</p> <p style="padding-left: 40px;">相談事業のなかで、女性の健康や性及びからだ・こころに関する相談に応じていきます（区民の声担当課長、人権政策課、両保健センター）</p>	

大項目4 男女が平等に共同参画する環境づくり

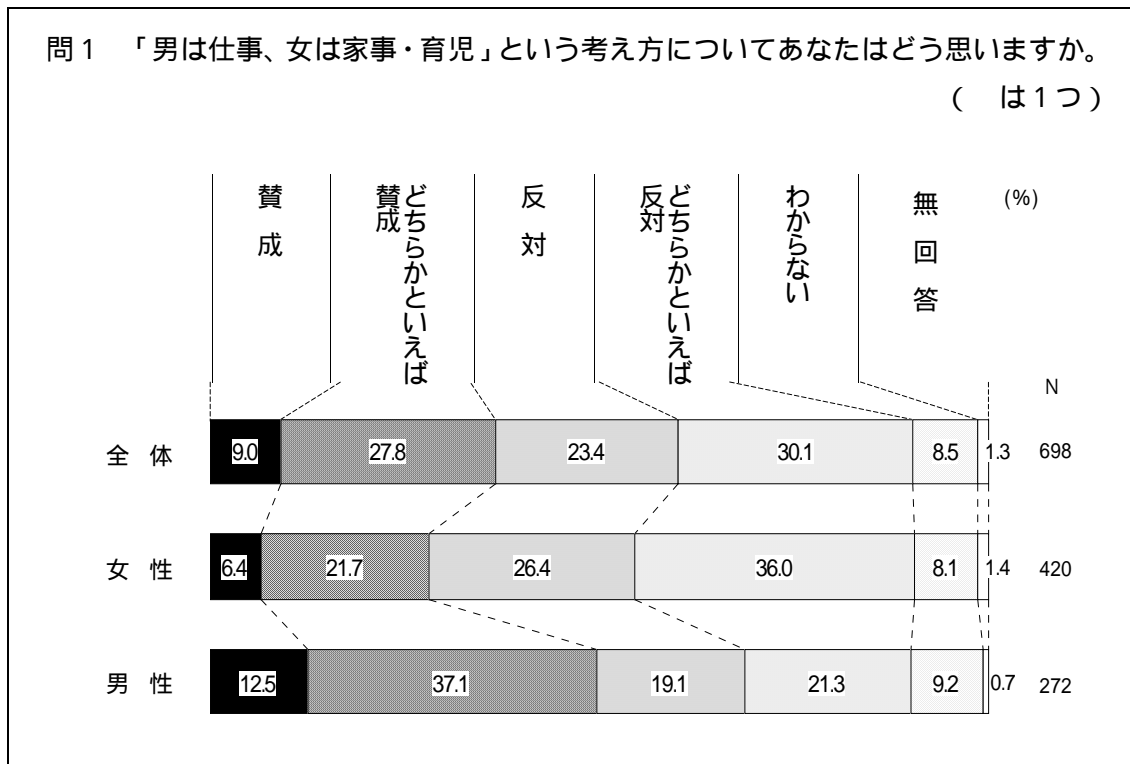
男女平等に関する法制度の整備は進んでいるものの、職場や地域、家庭など、社会のあらゆる分野における慣習や慣行の見直しは進んでいません。根強く残る固定的な性別役割分担意識が、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害しています。

平成14年の区民意識実態調査では、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方についてどう思うかを質問したところ、「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計は、女性28.1%、男性49.6%でした(図7)。

男女が個人として尊重され、その性別にかかわらず、意欲や希望に沿って個性と能力を發揮できる社会を実現するために、あらゆる分野、あらゆる年齢層に対する男女平等意識の啓発を継続して実施していくとともに、区職員、事業者などへの意識啓発を推進していく必要があります。

また、高度情報化社会の進展に伴い、性の商品化や女性への暴力、固定的な性別役割分担意識を助長する表現などでメディアの及ぼす影響は大きくなっていることから、新たな課題として、多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力(メディア・リテラシー 注4)の育成に取り組みます。

図7 性別役割分担意識



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

中項目4 - 1 区民、事業者、区職員、教員に対する意識啓発

区の施策を計画、実施する区職員や教員への意識啓発は、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進にあたっての要であり、計画の実効性を高めるための鍵となります。区職員や教員に対する意識啓発を重点的に取り組みます。

また、区民及び事業者への意識啓発を行います。

小項目4 - 1 - 区民、事業者、区職員、教員に対する意識啓発

区民及び事業者対象の男女平等と共同参画を推進するための意識啓発を実施するほか、区職員や教員に対する研修の実施を継続します。

施策 区民対象の男女平等に向けた意識啓発の充実	
事業[105] めぐる区報、マンスリーメグロ、区のホームページによる啓発 めぐる区報、マンスリーメグロ、区のホームページにより、男女が平等に共同参画する社会づくりに向け、女性に関わる問題への理解と認識を深めるための啓発を行います（広報課、人権政策課）	
事業[106] きょういく広報による啓発 きょういく広報により、男女平等意識の形成を目指した啓発を行います（企画調整課）	
事業[107] 啓発誌の発行 男女が平等に共同参画する社会づくりの形成を目指し、啓発誌の発行を行います（人権政策課）	
事業[108] 講座、講演会の開催 家庭や地域における男女平等意識を醸成するため、男女平等・共同参画センター講座や講演会を開催します（人権政策課）	
施策 区職員対象の男女平等に向けた意識啓発の充実	
事業[109] 職員広報、啓発冊子による啓発 区職員に男女平等に対する理解を深めるため、職員広報や啓発冊子で周知します（広報課、人権政策課）	
事業[110] 男女平等・共同参画研修の実施 区職員の男女平等意識を育成するため、男女平等・共同参画研修を実施します（人権政策課、人事課）	
施策 教員に対する男女平等研修の充実	
事業[111] 男女平等推進研修の実施 学校における男女平等教育の推進を図るため、研修を実施します（指導課）	

中項目4 - 2 教育及び学習の場における男女平等と共同参画への理解促進

性別役割分担意識は成長の過程で身につくことから、教育の場における男女平等教育は重要です。児童、生徒が性別により将来の可能性を限定することなく、主体的に進路選択に取り組むことのできるよう、進路指導及び学習指導の充実に努めます。

また、家庭は子どもの人格形成の基礎をつくる場であり、男女平等意識をはぐくむ出発点でもあります。性別にこだわらず、子ども一人ひとりの個性を伸ばすことができるよう男女平等教育に関する情報の提供を行います。

小項目4 - 2 - 生涯学習の場での男女平等教育の促進と支援

「めぐる学校教育プラン」に掲げた「人権教育の推進」の中で男女平等教育の充実に図り、女性教員の管理者への積極的登用を図るとともに、校務分掌における男女平等を推進します。

社会教育と地域の教育においては、男女平等教育に関する情報を提供するほか、学習機会の提供を充実します。

施策 教育活動における男女平等教育の推進	
事業[112] 男女平等教育推進のための情報提供と啓発資料作成 男女平等教育を推進するため、各種たよりなどによる情報提供を行うとともに、進路指導などに活用するための啓発資料を作成・配布します 人権尊重教育推進委員会だより、指導課だより、研修会、研究会、進路指導計画、進路指導手引、学校だよりの発行（指導課）	
事業[113] 男女混合名簿の促進 出席簿において男女に順序をつけるような取扱いをしないため、男女混合名簿を促進します（指導課）	
事業[114] 教職員に対する男女平等研修（指導課）	小項目4 - 1 - で再掲
事業[115] 男女平等教育に関する研究の奨励 男女平等教育についての研究を奨励します（指導課）	
事業[116] 男女平等の視点に立った保育 区立保育園や学童保育において、男女平等の視点に立った保育の充実に努めます（子育て支援課、保育課）	
施策 女性教員の管理者への積極的登用	
事業[117] 女性教員に対する管理職試験への受験奨励 女性教員に対し、管理職試験を受験するよう奨励します（指導課）	
施策 男女平等の視点に立った校務分掌の推進	

	<p>事業[118] 男女平等の視点に立った校務分掌 男女の性別に偏ることなく、教員の適性に合った校務分掌とするよう努めます（指導課）</p>
<p>施策 社会教育と地域の教育における男女平等の推進</p>	
	<p>事業[119] 男女平等の視点に立った学習情報や機会の提供 男女の性別にかかわらず学習の機会が得られるよう、学習情報や機会の提供を行います（企画調整課）</p> <p>事業[120] 保育付き講座の開催（人権政策課、関係各課） 小項目 1 - 2 - で再掲</p> <p>事業[121] 施設内保育スペースの設置検討（関係各課） 小項目 1 - 2 - で再掲</p> <p>事業[122] 社会教育講座における男女平等意識の醸成 社会教育講座を実施するなかで、男女平等意識の醸成を図ります（地域学習課）</p> <p>事業[123] 社会教育活動推進者に対する男女平等意識の醸成 社会教育活動を行う団体のリーダー等を対象に、男女平等に関する認識と理解を深めるための支援を行います（地域学習課）</p>

小項目 4 - 2 - 家庭における男女平等教育の促進

男女が対等なパートナーとしてお互いを尊重し、ともに協力して家庭生活を営むことができるよう意識啓発を行い、個人を尊重した家庭教育を促進します。

<p>施策 家庭における男女平等教育の啓発</p>	
	<p>事業[124] 家庭教育に対する意識啓発 啓発誌の発行（人権政策課）</p> <p>事業[125] 家庭教育学級・講座における男女平等意識の醸成 家庭教育学級・講座の実施にあたっては、学習内容に男女平等意識の醸成を取り入れるよう支援します（地域学習課）</p>

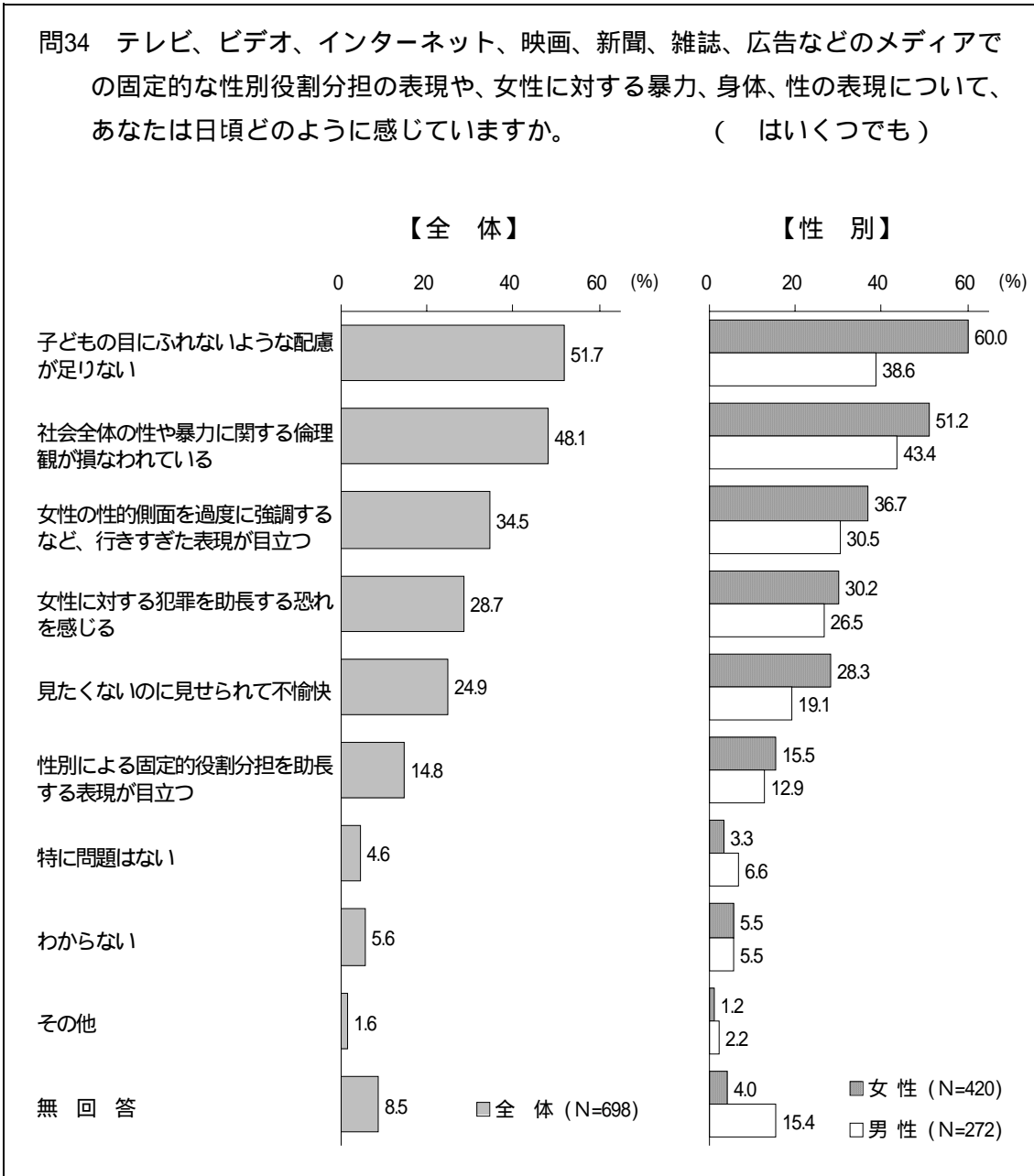
中項目4 - 3 多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力(メディア・リテラシー^{注4})の育成

高度情報化社会におけるメディアの影響は広範囲にわたるとともに、計り知れない大きさをもっており、人々の意識や行動に及ぼす影響は見過ごすことができません。

女性に関わる問題としては、固定的な性別役割分担意識に基づいた映像や言葉による表現のほか、女性に対する暴力や性の商品化など人権を損なう表現が見受けられ、青少年の性意識や行動への影響が心配されています。平成14年の区民意識実態調査でも、「子どもの目にふれないような配慮が足りない」との回答が51.7%ありました(図8)。

メディアが発信する情報を無批判に受け入れるのではなく、従来の固定的な役割分担意識を見直す視点からこれらを見抜き、性の商品化などの問題点を指摘し、人権に配慮した情報とするよう、表現能力の育成を支援します。

図8 メディアでの女性に対する表現についての意見



(平成14年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査)

小項目4 - 3 - 生涯学習における多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力(メディア・リテラシー 注4)教育の取り組み

学校や社会教育などの生涯学習の場において、人権尊重の視点に立ち、メディアからの情報を主体的に解釈する能力と批判する能力及び自己表現手段としてのメディアを使った発信能力の育成を図ります。

施策 メディア・リテラシー教育の推進	
	<p>新規事業[126] 学校教育におけるメディア・リテラシーの育成</p> <p>児童・生徒に対し、メディアからの情報を主体的に解釈し、情報について考える力などのメディア・リテラシーの育成を推進します(指導課)</p>
	<p>新規事業[127] 社会教育におけるメディア・リテラシー教育の取り組み</p> <p>社会教育や地域の教育において、メディアからの情報を主体的に解釈し、考える力を育成するとともに、メディアを使って発信する能力の育成を図ります(人権政策課、地域学習課)</p>

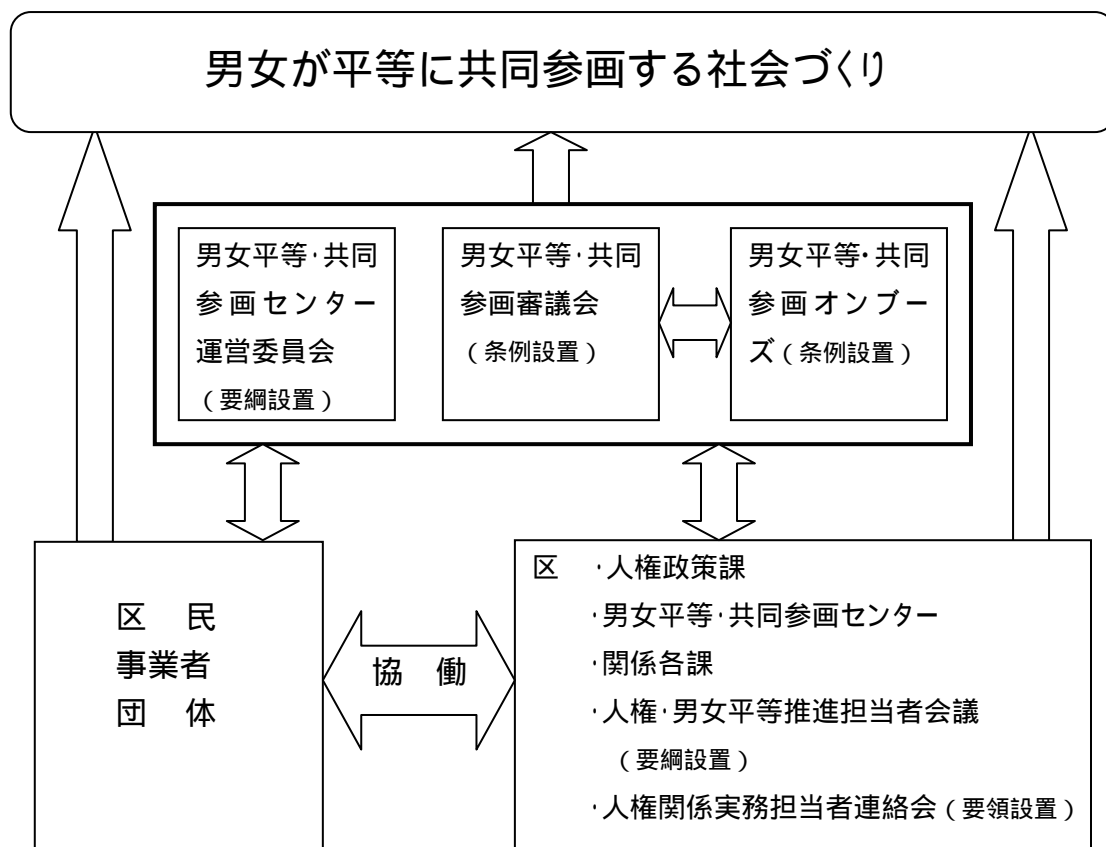
大項目5 男女平等・共同参画を推進する体制の強化

区は、基本構想／基本計画における基本方針の一つに「男女が平等に参画する社会づくりの推進」を掲げ、区的全組織が男女平等・共同参画推進の視点で施策を行うこととしています。したがって、各所管の事業計画等の策定や改定にあたっては、本計画との整合性を図ります。また、計画に掲げられた事業を総合的かつ効果的に展開していくためには、計画の進捗状況を定期的に把握し、その結果を改善に向けて活用していくしくみが必要となります。

「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」では、区の取り組みとともに、区民、事業者においても、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力し、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に努めることと規定されています。区民一人ひとりの主体的な意識改革への取り組みや、事業者の雇用における男女平等に向けた取り組みを推進することが重要です。

すべての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現するため、区、区民、事業者とともに協働して取り組んでいくためのしくみづくりを検討します。

さらに、国や国際社会とも呼応し、海外情報の収集と活用を図るとともに、東京都など他の機関と連携した取り組みを進めます。



中項目5 - 1 推進体制の充実

男女が平等に共同参画する社会づくりの推進にあたっては、区における全庁的な推進体制をより一層充実し、男女平等・共同参画審議会及び男女平等・共同参画オンブズと連携して推進します。

条例に規定された拠点施設としての男女平等・共同参画センターは、基本理念の実現に向け、男性を含めた広範な区民や事業者への働きかけを行い、事業の充実を図ります。

小項目5 - 1 - 推進体制の充実

男女平等・共同参画推進計画を総合的に推進するため、推進体制の充実を図るとともに、計画の進捗状況等を調査して年次報告に反映します。

施策 推進体制の充実	
事業[128]	<p>人権・男女平等推進担当者会議の充実</p> <p>計画の立案及び進行管理を担当する「人権・男女平等推進担当者会議」が全庁的な連絡調整を図りながら、男女平等・共同参画審議会と連携して計画を推進します（人権政策課）</p>
事業[129]	<p>区民意識実態調査の実施</p> <p>区民意識の把握と計画事業評価の基礎資料とするため、区民意識実態調査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世論調査の実施（区民の声担当課長） ○男女平等に関する区民意識実態調査（人権政策課）
事業[130]	<p>計画進捗状況調査の実施</p> <p>計画の進捗状況を調査し、その結果を基に施策の推進を各課に働きかけます（人権政策課）</p>

小項目5 - 1 - 男女平等・共同参画センター事業の充実

女性に関わる問題の解決と男女が平等に共同参画する社会の実現を目指して、事業内容の充実と事業対象の拡大を図ります。

施策 男女平等・共同参画センター事業の充実	
事業[131]	<p>情報の提供と収集</p> <p>女性に関わる問題及び男女平等・共同参画に関する情報を収集し、提供します（人権政策課）</p>
事業[132]	<p>各種相談事業の充実と連携</p>

	<p>女性に関わる問題の解決を中心に、各種相談事業を実施し、区民がさまざまな悩みを解決するための支援を行います</p> <p>こころの悩みなんでも相談、法律相談、からだの相談事業の充実と各機関との連携（人権政策課）</p> <p>事業[133] 学習の機会・場の提供</p> <p>区民及び事業者を対象に、女性に関わる問題の解決と男女平等を推進するための学習の機会と場を提供します</p> <p>講座、講演会等の開催（人権政策課）</p> <p>会議室・研修室・保育室の提供（人権政策課）</p> <p>事業[134] ネットワークと交流・団体活動支援事業</p> <p>区民及び区民団体の活動を支援するため、団体相互のネットワークづくりへの支援を行うとともに、交流促進事業を実施します（人権政策課）</p>
--	--

小項目5 - 1 - 男女平等・共同参画審議会と男女平等・共同参画オンブーズの連携

男女平等・共同参画オンブーズの活動は、男女が平等に共同参画する社会づくりを阻害する事項や男女平等に関わる人権侵害などについての申し出を処理する機関として一定の成果をあげています。より一層の周知を行い、区民が利用しやすい機関となるよう充実を図ります。

また、男女平等・共同参画審議会と男女平等・共同参画オンブーズの連携を図ります。

施策 男女平等・共同参画審議会と男女平等・共同参画オンブーズの連携の充実	
	<p>事業[135] 男女平等・共同参画審議会と男女平等・共同参画オンブーズの連携</p> <p>男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するため、男女平等・共同参画審議会と男女平等・共同参画オンブーズの連携を充実します（人権政策課）</p>

中項目5 - 2 男女平等に関する進捗状況評価・改善のしくみづくり

区における推進施策を効果的に行うためには、計画 実行 評価 改善のしくみが必要です。計画の進捗状況の把握を容易にするため、従来からの実績報告を見直して年次報告書を作成します。さらに男女平等・共同参画審議会の意見をつけて区民、事業者に公表して意見をいただき、改善に努めます。

小項目5 - 2 - 年次報告書の作成

事業目標や年度別達成度の要素を取り入れた年次報告書を作成・公表して、区民、事業者の意見を伺います。いただいた意見を基に改善に努めます。

施策 年次報告書の作成と見直し	
	<p>新規事業[136] 男女平等・共同参画審議会における事業の評価</p> <p>審議会は区に対し、計画の進捗状況を審議・評価し、改善に向けた意見を提出します（人権政策課）</p> <p>新規事業[137] 年次報告書の作成と公表</p> <p>計画の進捗状況を把握するため、男女平等・共同参画審議会の意見をつけて、毎年「年次報告書」を作成し、区民及び事業者に公表します（人権政策課）</p>

中項目5 - 3 区、事業者及び区民の協働

男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するためには、区の取り組みだけでは不十分です。男女平等・共同参画社会の実現を目指し、区民、事業者と協働して取り組みます。

小項目5 - 3 - 区、事業者、区民、団体の協働

区の事業の運営にあたっては、男女平等・共同参画の視点から、区民団体との協働を進めるほか、個人でも参加できるしくみの構築を図ります。

さらに、新たな取り組みとして、男女平等・共同参画社会の実現のため、事業者と連携・協力して取り組む事業を検討します。

施策 男女平等と共同参画を推進するための協働事業の検討	
	<p>事業[138] 区民との協働事業</p> <p>区民との協働事業を推進します</p> <ul style="list-style-type: none">○男女平等・共同参画センター運営委員会の充実（人権政策課）○区民との協働事業の検討（関係各課）○協働を推進するための方針の検討（協働推進担当課長） <p>新規事業[139] 事業者との協働事業の検討</p> <p>事業者との協働事業について検討します（人権政策課）</p>

中項目5 - 4 国・東京都・国際社会との連携

DV防止法の見直しなど、区の権限を超える法律改正や制度の整備に向け、国や東京都と連携して取り組みます。

一方、男女平等に向けた動きは、国内の法律や条例制定以前から国際的な動きと呼応して進んできたことから、今後も海外情報の収集を行い、人権感覚を高めるための取り組みや活動に役立てるよう提供します。

小項目5 - 4 - 国・東京都との連携

区の権限や領域を超える法律の見直しや制度などの整備に向け、他機関と連携して、国や東京都に対し要望書を提出するなどの働きかけをします。

施策 国への要望と連携	
	<p>事業[140] 全国市長会を通じた要望書の提出</p> <p>男女共同参画社会の形成を目指し、国に対して法律や制度に関する要望を行うとともに、連携を図ります（人権政策課）</p>
施策 東京都への要望と連携	
	<p>事業[141] 特別区長会としての要望書の提出</p> <p>東京都に対し、広域で行うべき施策など、男女平等施策に関する要望書を提出します（人権政策課）</p> <p>事業[142] 東京都との連携</p> <p>東京都と男女平等推進施策に関する各種情報の収集と提供を行い、連携して施策の推進にあたります（人権政策課）</p>

小項目5 - 4 - 国際理解と海外情報の収集及び提供

諸外国における男女平等施策などの海外情報を収集し、提供します。

また、外国人のための相談事業を充実します。

施策 海外情報の収集と提供	
	<p>事業[143] 男女平等・共同参画センター資料室の活用</p> <p>男女平等・共同参画センター資料室に海外の男女平等に関する情報を収集し、区民の学習に役立てるよう提供します（人権政策課）</p>
施策 相談事業の充実	
	<p>事業[144] 外国人のための相談事業</p> <p>外国人が抱える問題の解決を目指し、相談事業を充実します（国際交流担当課長《国際交流協会》）</p>

